

南原地区まちづくり景観形成住民協定

景観形成基準

第1 土地利用に関する事項

- (1) 屋外における資材、廃材の野積み、青少年の健全育成に障害を及ぼす恐れのある施設等、地域の良好な環境、景観に影響を与える土地利用はしないよう努めます。
- (2) 区域内の平地林及び住宅地において、荒地として放置してある場合は、草木が繁茂して周辺地域に迷惑のかからないよう、また防犯の面からもきちんと管理することとします。

第2 建築物等の基準

- (1) 協定地区内において建築物等の新築や改築、増築等をしようとする場合は、原則として次の基準に適合するよう努めます。
 - ア 建物については、明るく、ゆとりのある空間にするため、建築物は十分に道路から後退し、緑化に努めます。
また建物の高さは、13M以下とし、アルプスの眺望を阻害しないように、また、周辺の田園風景と調和するように低く抑えるよう努めます。
 - イ 屋根は、勾配屋根とするよう努めます。
 - ウ 屋根や壁など建物の色は、落ち着いた色調とするよう努めます。
 - エ 屋上、屋外設備は、外部から見えにくいように工夫するよう努めます。
- (2) 既存の建築物で基準に適合していないものについては、改築時等に極力基準に近づけるよう努めます。(同規模の改築は可能とする。)

第3 垣、柵、擁壁等の基準

- (1) 道路に面する側の垣、又は柵の構造は、生垣、又はフェンス等の透視が可能なものにするよう努めます。
ブロック塀等の透視不可能な塀の場合は、高さ1.5Mまでを基本とします。
- (2) 道路に面した法面、擁壁は、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるようにし、高さを極力抑えるよう努めます。

第4 緑化・美化の基準

- (1) 敷地内の緑化に努めます。特に道路に面した場所は、道路からの壁面の後退距離を充分にとり、可能な限り緑化に努めます。
- (2) 植樹林の所有者は、隣地・公道等に迷惑をかけないよう管理を行います。
- (3) 草刈やゴミ拾いを定期的に行い、美化に努めます。

第5 広告物の基準

- (1) 屋外広告物は道路から1M以上後退するものとし、次に掲げるもの以外は設置しません。
 - ア 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもので、表示面積の合計が10㎡以下のものとし、
 - イ 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるものとし、
 - ウ 事業所や施設等への案内を目的としたもので、次の要件すべてを満たすものとし、
 - a 表示面の地盤面からの高さが3.5Mまでのものとし、
 - b 表示面積の合計が4㎡未満のものとし、
 - c 色は、白色、銀色、青系色、茶系色の組合せ及び木の地肌のものとし、
 - d 支柱の色は、黒、白、グレー系、こげ茶系のものとし、
 - エ 一時的又は仮設的なものとし、
- (2) 国道361号沿線の両側100M以内に自己用看板を設置する場合は、「花街道サインシステム」を遵守します。

第6 事前協議

- (1) 第2の内容に適合しない建築物を新築、改築、若しくは増築しようとする場合又は第5の内容に適合しない屋外広告物を表示、設置、若しくは改造しようとする場合は、事前に役員会と協議することとします。
- (2) 前項の規定による協議の結果、役員会の承認を得た建築物又は屋外広告物については、これを建築又は設置することができます。

第7 自動販売機

自動販売機の設置は、原則として自己の営業用敷地内とし、次の条件をすべて満たすものとします。

- ア 青少年の健全育成に影響のないものとします。
- イ 交通安全上及び景観上支障のない場所に設置するものとします。
- ウ 空き缶等の管理が適正に行なわれるものとします。

第8 交通・防犯

- (1)道路上に張り出した樹木の枝は、交通の支障にならないように、道路上4M以下は切り取るようにします。
- (2)道路上に、交通の流れを妨げるような物品、車輛等を置かないようにします。

第9 廃棄物処理施設・風俗営業施設等

産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設等、地域の景観と環境に重大な影響を与える施設を建設する場合は、建設計画の概要を決める前に役員会と協議させます。